



2月15日(月)から

過半数代表者選出の投票

が始まります。

テンポラリースタッフを含む社員皆さんに
関わる投票であり、私たちの労働条件・環境
改善に関わる代表者を選出する投票です。

過半数代表者ってナニ？

- ・労働者の過半数を代表する者で、私たち労働者の代表者です。

過半数代表者の役割ってナニ？

- ・36協定などの労使協定の締結
- ・就業規則の変更等に伴う意見聴取
- ・労働安全衛生委員会の委員の推薦

過半数代表者の要件と選出のための正しい手続

については、厚労省の資料にわかりやすく書いてありますので、下記URLにアクセスするか、QRコードを読み取り、資料の②をご覧ください。



<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000187490.pdf>

**JR東労組は、立候補者を推薦することはあっても
皆さんの投票の自由には干渉しません。**

また不正のないよう公正に行わなければなりません。

例えば・・・

不正が発覚した場合、過半数代表者と締結した労使協定が無効になります。
もし、無効な36協定の下で残業させたとすれば、労働基準法第32条違反
となり、刑罰(懲役・罰金)の対象となります。